

町ホームページ、役場公式 Facebook も活用ください！

皆さんは、役場からの情報をどこで入手しますか？
町の広報紙や町政事務委託文書などは、補助制度の周知や事業の案内などを行っており、皆さんもよく目にすると思いますが、町ホームページは見たことはありますか？

町ホームページには、過去に発行した「広報紙」や「空家空地情報」、「各種申請書のダウンロードページ」などが掲載されております。また、新冠町役場公式 Facebook ページも運用しており、地域の情報がたくさんの写真とともに掲載されています。

まだ、ホームページや Facebook を見たことがないという方もいると思いますが、「新冠町」と検索すると、ページを見ることができますので、ぜひご覧ください。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ広報統計係 ☎ 0146・47・2498



確定申告が始まります！（3月15日まで）

今年も「所得税及び町民税・道民税」の確定申告を行います。確定申告は、昨年の1年間の所得を算出し、税額を計算するものです。

- 今年度の申告日程は、次のとおりです。
- 問い合わせ先： 税務課税務グループ賦課係 ☎ 0146・47・2115

給与者還付申告・年金者申告日程表

期 日	曜 日	対象地区	会 場	受付時間
1月29日・30日	月・火	本町・中央町	役場 101 会議室	9時～16時
31日・2月1日	水・木	北星町		
2日	金	東町		
5日・6日	月・火	新冠沢地区（西泊津～泉）		
7日・8日	水・木	西新冠地区（大狩部～里平）		
9日	金	節婦町		

町内移動申告日程表

期 日	曜 日	対象地区	会 場	受付時間
2月13日	火	美宇・新和・太陽・里平	新和生活館	9時30分～13時
14日	水	東川・共栄	東川生活センター	
15日	木	新栄・泉・若園	新栄生活センター	
16日	金	朝日・緑丘・古岸	緑丘生活センター	
19日	月	節婦町（第1区～第4区）	節婦生活館	9時30分～15時
20日	火	節婦町（第5区～第7区） 大狩部		9時30分～13時
21日	水	大富・万世・明和	万世生活センター	9時30分～13時
22日	木	本町	本町多目的交流センター	9時30分～15時
23日	金	北星町	役場 101 会議室	9時～16時
26日	月	中央町		
27日	火	東町		
28日	水	東泊津・西泊津・高江		
3月1日～15日	木～木	会場に来られなかった方		

※休日申告 平日に来庁することが困難な方を対象に、3月10日（土）、3月11日（日）の9時から16時まで休日申告を行います。会場は役場です。

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

保健福祉課からのお知らせ

特定健診・がん検診・婦人科検診のお知らせ！

町が行う今年度最後の集団健診のお知らせです。
皆さんお受け忘れないように！

☆元気なうちにこそ健診を！

高血圧・糖尿病といった生活習慣病やがんは、自覚症状のないまま進行するため、症状が現れはじめる頃には重症化し、心筋梗塞などの合併症のリスクも高くなります。また、治療にかかるお金の負担も大きくなります。年に1回は、健診で自分のからだの状態を把握しましょう！

☆通院中の方も！

例えば高血圧で通院していても、病院では高血圧以外の病気は見逃されがちです。また、がんの早期発見には検診が重要です。通院していても総合的なからだのチェックとして健診を活用しましょう！

<特定健診・がん検診>

- 日程 平成30年2月4日（日）～5日（月）
- 受付 ①6:30～②7:30～③8:30～④9:30～⑤10:30～
- 内容 特定健診（血液・尿検査、血圧・身体測定等）、胃・肺・大腸・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、エキノコックス症検査

※詳細は、12月22日に配布する町政事務委託文書をご覧ください。

- <婦人科検診>
- 日程 平成30年2月24日（土）
- 時間 未定
- 内容 子宮頸がん・乳がん検診
- ※詳細は、平成30年1月12日（金）に配布する町政事務委託文書をご覧ください。

● 健康に関する出前講座の開催について

- 保健福祉課では、町民・事業者の皆さまを対象とした出前講座に講師を派遣しております。
- 保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが出向いて、健康に関する疑問にお答えしたり、日常生活を送るうえでアドバイスなどをお伝えしています。

- 自治会・サークルなどの集まり、地域で主催するイベント、会社の研修の企画などに、ぜひご活用ください。
- 内容・日程・時間などは、担当までご相談ください。



● 問い合わせ先 保健福祉課保健福祉グループ ☎ 0146・47・2113

農業者の皆様へ「農業者年金加入」のご案内

農業者年金は自分が積み立てた年金保険料とその運用実績で受け取る年金額が決まる「積立方式」です。この為、少子高齢化時代でも加入者や受給者の人数に左右されず、税制面での優遇措置など、農業者だけが利用できるメリットの多い安心な制度となっています。

【加入要件】

- ①国民年金第1号被保険者であること。（農業者年金加入後「付加年金」の加入も必要です。）
- ②年間60日以上農業に従事すること。
- ③年齢が60歳未満であること。

- 【メリット】
- ①積立する保険料の金額は自分で設定でき、いつでも変更することが可能です。
- ②納めた保険料は、社会保険料控除の対象となり、節税の効果もあります。
- ③認定農業者であることなど一定の要件を満たす場合には保険料の国庫補助があります。

● 問い合わせ先

- 新冠町農業委員会 ☎ 0146・47・2472
- 新冠町農業協同組合 ☎ 0146・47・3111